

**P.11【3】（補）受験に必要な項目 1）必修講習会受講（2）事例作成のための音楽療法的臨床経験について
補足**

事例の書き方・研究の講座受講にあたって

1. 音楽療法的臨床経験とは

音楽療法的臨床経験とは「音楽療法のクライアントを対象とする、療法的な目的に即した実践経験で、自宅レッスンも含まれる。自宅でレッスンをしている場合は、^{（注1）}スーパービジョンを1回受けることを義務付け、ひとりよがりのセッションにならないようにする」。

以下にどのような経験がこれに含まれるかという例を挙げるが、不明な点があれば事務局に問い合わせること。

（注1 同規則書P14にある、「(4)スーパービジョンの受講」の必須3回には含むことができない。

- 1) 特別支援学校／学級、学童、放課後等デイサービス、障がい児のためのグループ等で、音楽を用いた活動を行っている。
- 2) 幼稚園／保育園、障がい児通所支援施設などにおいて、障がい児を含む児童のグループで、音楽を用いた活動を行っている。
- 3) 施設（障がい児・者、高齢者のためのデイサービスなどの通所／通園施設や、各種の入所施設、および医療機関（病院、クリニックなど）において、音楽を用いた活動を行っている。
- 4) 地域の行政主催、および自主団体のプログラム（認知症予防、健康増進のためのプログラム等）において、高齢者、障がい児・者、精神疾患のある方々を対象に、音楽を用いた活動を行っている。
- 5) 自宅あるいはクライアント宅において、障がい児・者や高齢者を対象にレッスンを提供している。
- 6) 関わる役割としては、リーダー、サブリーダー、助手、ボランティアなどがある。一部の見学を除いて、直接セッションに関わる役割が望ましい（ビデオ撮りだけでは不十分であるが、見学に準じた回数はカウントしてよい）。

2. 音楽療法的臨床経験の書類申請期間

音楽試験の合格通知後から2018年11月15日（木）まで 当日消印有効 ※郵送でのみ受付

上記までに条件充足しない場合、「事例の書き方・研究」については以降の講座を受講できない。

3. 音楽療法的臨床経験の申請書式

「音楽療法的臨床経験証明書」を使用すること。「1.」のとおり、自宅レッスンのためにスーパービジョンを受けた場合は、「音楽療法的臨床経験条件補完用 スーパービジョン報告書」を必ず添付のこと。それぞれのフォーマットは学会ホームページからダウンロードできる。

P.13 同 4) 学会参加など、200 ポイントの取得
訂正

(1) 学術大会参加 (必須)

【訂正前】 本学会および各支部の主催する学術大会参加 1 日につき 10 ポイント

【訂正後】 本学会または各支部の主催する学術大会参加 1 日につき 10 ポイント

(2) 必修講習会以外の講習会受講

【修正前】 本学会および各支部の主催する講習会の参加 (レポート提出あり) 1 コマ 4 ポイント

【修正前】 本学会および各支部の主催する講習会の参加 (レポート提出なし) 1 コマ 2 ポイント

【修正後】 本学会または各支部の主催する講習会の参加 (レポート提出あり) 1 コマ 4 ポイント

【修正後】 本学会または各支部の主催する講習会の参加 (レポート提出なし) 1 コマ 2 ポイント

以上